



労働安全衛生規則

1/3

第一編 第九章 監督等

(計画の届出をすべき機械等)

第八十五条 [法第八十八条第一項](#)の厚生労働省令で定める機械等は、法に基づく他の省令に定めるもののほか、[別表第七](#)の上欄に掲げる機械等とする。ただし、[別表第七](#)の上欄に掲げる機械等で次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- 一 機械集材装置、運材索道（架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、原木又は薪炭材を一定の区間空中において運搬する設備をいう。以下同じ。）、架設通路及び足場以外の機械等（[法第三十七条第一項](#)の特定機械等及び令第六条第十四号の型枠支保工（以下「型枠支保工」という。）を除く。）で、六月未満の期間で廃止するもの
- 二 機械集材装置、運材索道、架設通路又は足場で、組立てから解体までの期間が六十日未満のもの

(計画の届出等)

第八十六条 事業者は、[別表第七](#)の上欄に掲げる機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、[法第八十八条第一項](#)の規定により、[様式第二十号](#)による届書に、当該機械等の種類に応じて同表の中欄に掲げる事項を記載した書面及び同表の下欄に掲げる図面等を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 2 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。）[第四十九条第一項](#)の規定による申請をした者が行う別表第七の十六の項から二十の三の項までの上欄に掲げる機械等の設置については、[法第八十八条第一項](#)の規定による届出は要しないものとする。
- 3 [石綿則第四十七条第一項](#)又は[第四十八条の三第一項](#)の規定による申請をした者が行う[別表第七](#)の二十五の項の上欄に掲げる機械等の設置については、[法第八十八条第一項](#)の規定による届出は要しないものとする。

(法第八十八条第一項ただし書の厚生労働省令で定める措置)

第八十七条 [法第八十八条第一項](#)ただし書の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 [法第二十八条の二第一項](#)又は[第五十七条の三第一項](#)及び[第二項](#)の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- 二 前号に掲げるもののほか、[第二十四条の二](#)の指針に従つて事業者が行う自主的活動

1/3



(仕事の範囲)

第八十九条 [法第八十八条第二項](#)の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。

- 一 高さが三百メートル以上の塔の建設の仕事
- 二 堤高（基礎地盤から堤頂までの高さをいう。）が百五十メートル以上のダムの建設の仕事
- 三 最大支間五百メートル（つり橋にあつては、千メートル）以上の橋梁（りょう）の建設の仕事
- 四 長さが三千メートル以上のずい道等の建設の仕事
- 五 長さが千メートル以上三千メートル未満のずい道等の建設の仕事で、深さが五十メートル以上のたて坑（通路として使用されるものに限る。）の掘削を伴うもの
- 六 ゲージ圧力が〇・三メガパスカル以上の圧気工法による作業を行う仕事

(仕事の範囲)

第九十条 [法第八十八条第三項](#)の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。

- 一 高さ三十一メートルを超える建築物又は工作物（橋梁（りょう）を除く。）の建設、改造、解体又は破壊（以下「建設等」という。）の仕事
- 二 最大支間五十メートル以上の橋梁（りょう）の建設等の仕事
 - 二の二 最大支間三十メートル以上五十メートル未満の橋梁（りょう）の上部構造の建設等の仕事
（[第十八条の二](#)の場所において行われるものに限る。）
- 三 ずい道等の建設等の仕事（ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く。）
- 四 掘削の高さ又は深さが十メートル以上である地山の掘削（ずい道等の掘削及び岩石の採取のための掘削を除く。以下同じ。）の作業（掘削機械を用いる作業で、掘削面の下方に労働者が立ち入らないものを除く。）を行う仕事
- 五 圧気工法による作業を行う仕事
 - 五の二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物（第二百九十三条において「耐火建築物」という。）又は同法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物（第二百九十三条において「準耐火建築物」という。）で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事
 - 五の三 ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉（火格子面積が二平方メートル以上又は焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上のものに限る。）を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事
- 六 掘削の高さ又は深さが十メートル以上の土石の採取のための掘削の作業を行う仕事
- 七 坑内掘りによる土石の採取のための掘削の作業を行う仕事



(建設業に係る計画の届出)

第九十一条 建設業に属する事業の仕事について[法第八十八条第二項](#)の規定による届出をしようとする者は、[様式第二十一号](#)による届書に次の書類及び圧気工法による作業を行う仕事に係る場合にあつては圧気工法作業摘要書([様式第二十一号の二](#))を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、圧気工法作業摘要書を提出する場合には、次の書類の記載事項のうち圧気工法作業摘要書の記載事項と重複する部分の記入は、要しないものとする。

- 一 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
 - 二 建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面
 - 三 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面
 - 四 工法の概要を示す書面又は図面
 - 五 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面
 - 六 工程表
- 2 前項の規定は、[法第八十八条第三項](#)の規定による届出について準用する。この場合において、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「所轄労働基準監督署長」と読み替えるものとする。